

厚生労働省における犯罪被害者等施策の主な取組

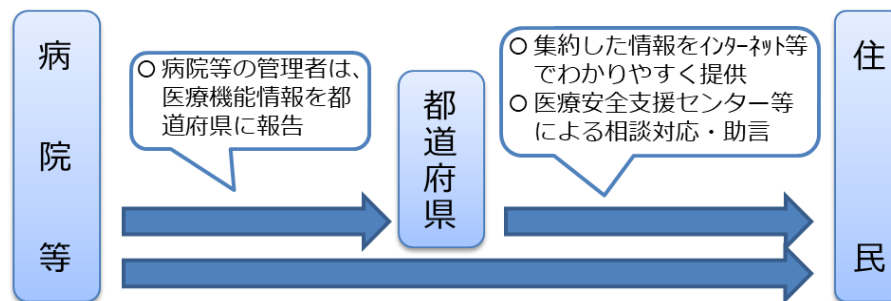
I DV・ストーカー被害者等に対する支援

- 困難な問題を抱える女性の課題に応じた支援を行う枠組みを構築することを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立。令和6年4月より施行。
- 被害女性や同伴家族の安全の確保や心理的ケア等支援の充実のため、婦人相談所の夜間体制整備の強化、心理療法担当職員及び個別対応職員の配置について支援
- 地方公共団体等において、生活相談や自立支援、職場訪問等の定着支援を一体的に行うための「DV被害者等自立生活援助事業」の実施について支援

II 保健医療サービスの提供

- 医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設け、知識の普及・啓発を推進（令和4年度は347名が受講）
- 「思春期精神保健研修」を実施し、家庭内暴力や児童虐待等における子どもの被害者に対応できる専門家を養成（令和4年度は892名が受講）
- PTSD等の治療に対応している医療機関について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度を実施

医療機能情報提供制度（平成19年4月～）



III 犯罪被害者のための雇用の安定

- 犯罪被害者等のための休暇制度について、ポスター・リーフレットを都道府県労働局、裁判所、全国被害者支援ネットワーク等に配布し、厚労省ウェブサイト（働き方・休み方改善ポータルサイト）においても周知・啓発を実施
- さらに、令和4年度に、同休暇制度を含めた特別休暇制度を普及・啓発する動画を作成し、同サイトに掲載
- 犯罪被害を契機に事業主との間で生じた労働問題に関し、労働局等の総合労働相談コーナーにて情報提供・相談対応等を実施